

令和3年6月愛荘町議会定例会会議録

令和3年6月18日（金）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

日程第1 議案第31号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~

追加日程第1 議案第36号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第37号 財産の取得につき議決を求めることについて

追加日程第3 議案第38号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）

~~~~~

追加日程第1 議提第6号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則

追加日程第2 議提第7号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第3 議提第8号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第4 議提第9号 広報常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第5 議提第10号 議員派遣について

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 高橋正夫君
7番 外川善正君	8番 徳田文治君
9番 河村善一君	10番 吉岡 纈ミ子君
11番 瀧 すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 伊谷正昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	中西功君
教育長	徳田寿君	総務担当政策監	青木清司君
企画・産業担当政策監 兼ワクチン接種推進室長	藤塚雅徳君	福祉担当政策監	森まゆみ君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	福祉課長	田中孝幸君
子ども支援課長	北川三津夫君	住民課長	阪本崇君

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田郁子	書記	伊谷一真
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（伊谷正昭君） 皆さん、おはようございます。大変御苦労さんでございます。

座らせていただきます。

上林教育次長より欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊谷正昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第1、議案第31号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） それでは、議案第31号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。議案書につきましては、13ページをお願いいたします。それと、条例の説明資料でございますが、11ページをお願いいたします。

それでは、説明のほうをさせていただきます。

まず、条例の一部を改正する理由でございますが、地方税法に基づき、固定資産の価格に関する不服審査の手続等を規定しております愛荘町固定資産評価審査委員会条例につきまして、納税者等の負担を軽減及び利便性の向上を図るため、審査申出の手続等における書面への署名押印を不要とすることに関して所要の改正を行うものでございます。

次のページ、めくっていただきまして12ページでございます。新旧対照表を御覧をいただきたいというふうに思います。

まず、第4条中でございますが、第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とするというところでございます。ここにつきましても、第4項につきまして「押印をしなければならない。」を削るものでございます。

次に、第7条でございます。第3項中に「意見を聴いた委員および調査を作成した書記がこれに署名押印をしなければならない。」を削るところでございます。署名押印と申しますのは、自分の氏名を自らの手書きで書くというようなところでございまして、押印について省略をしていくというものでございます。

その次に第8条、そして、第9条、第12条、これにつきましても、それぞれ押印について削るもので、同様の趣旨でございますので御説明のほうを割愛をさせていただきたいと思っております。

議案書13ページにつきまして、それぞれ第4条から第12条までの削る内容について記載をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議案第31号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） お諮りいたします。ただいま議案3件が提出をされました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議案3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、議案第36号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（森 まゆみ君） それでは、議案第36号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。議案書の1ページ、条例説明資料につきましても1ページをお開きください。説明資料で御説明申し上げます。

まず、制定の理由でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これに伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されました。そのことにより、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行主体とされ、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務を市町村長に委託することができることとなったことから、愛荘町手数料条例におけるマイナンバーカード再交付手数料に関する規定が不要となるため、所要の改正を行うものでございます。あわせて、特定個人情報の提供の制限の例外に関する条項が追加されたことから条号ずれが生じたため、当該条号を引用しております愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例を改正するものでございます。

要旨でございます。愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例の第1条では、手数料条例の別表第1行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料の項を削るものでございます。

第2条では、愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の第1条

及び第5条第1項中、「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改めるもの
でございます。

改正の条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。御審議のほどよ
ろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、瀧 す
み江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。

この条例改正そのものは手数料の部分削除するということでの条例なんですけれ
ども、その基になっているのがデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関
する法律が成立ということで、交付されたということなんですけれども、その中に、
この地方公共団体情報システム機構による個人番号カードの関係事務について、国に
よる目標設定や計画認可、財源措置などの規定を整備するというような項目が入って
おりますけれども、この法律の成立により、今は手数料条例で国の収入に、国じゃな
くて町の収入に入っていたものが機構の収入になるという説明を受けたわけなんです
けど、町民に対しては何の変化もないということなんですけれども、このことにより、
結局機構がマイナンバーカードの発行主体とされたということによって行政事務的に
何か変化があるのかどうなのかということと、今後どういようように変化していくのか
ということが今、分かっているならば、答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） 今、御質問のありました事務の流れについてございま
すけれども、今日までと事務の流れについては特に変わるというようなことではござい
ませんので、今日まで行ってきた発行事務等につきましては今後も同じような形にな
りますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊谷正昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江
君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江、反対討論を行います。議案第36
号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

この条例改正の大元は、デジタル関連法が成立したことです。法律の基本理念に明記したのは、個人情報の活用による経済活動の推進や産業の国際競争力の強化です。ビッグデータを使った新たなビジネス展開を目指す財界、大企業の要求を受けたものです。議案第36号は、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行主体とされ、手数料の徴収は同機構から市区町村長に委託することができるようになったことによる手数料条例の改正です。現在は、自治体の共同組織である地方公共団体情報システム機構に対して、実質的に国が監督する組織につくり変えようとするものです。新設されるデジタル庁には強力な権限が与えられ、国の省庁だけではなく地方自治体や準公共部門の予算配分やシステム運用にも口を挟むことができます。デジタル関連法が進める国と自治体の情報システムの共同化集約は、地方自治を侵しかねません。デジタル関連法は、マイナンバーと預貯金口座のひも付け促進も盛り込みました。マイナンバー制度は、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、徴収強化と社会保障費の削減を進めるものです。さらに他分野の情報、個人情報をひもづけすることには、プライバシー権を危うくする重大な問題があります。世界はプライバシー権を保護する制度づくりに動いています。欧州連合は、個人情報保護法である一般データ保護規則の施行に続き、A I（人工知能）の利用規則の法制化に乗り出しました。デジタル関連法はこうした流れに全く逆行していることを批判いたしまして、反対討論といたします。

○議長（伊谷正昭君） 次に、賛成討論はありますか。6番、高橋正夫君。

○6番（高橋正夫君） 私は、議案第36号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、これに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されました。このことを受けて、国が示された事務処理要領に準じて定められていた個人番号カードの再交付手数料を条例により削除されるもの、また、上位法が改正されたことに伴う条例の一部を改正をされるものでございます。

以上の理由により、本条例の制定については妥当なものであることから、賛成するものでございます。改正内容が今後の行政運営で適切に執行されることをお願いいたしまして、また、議員各位におかれましても御賛同をお願いいたしまして、討論とい

たします。

○議長（伊谷正昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立多数であります。よって、議案第36号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決をされました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第2、議案第37号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 議案第37号 財産の取得につき議決を求めることについて説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

- 1、取得の目的、令和3年度愛荘町情報系端末更新等物品購入。
- 2、取得の方法、随意契約。
- 3、取得金額、1,003万3,760円。
- 4、取得の相手方、住所、滋賀県大津市浜大津1丁目4番12号。氏名、キシステム株式会社代表取締役、井門一美でございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（伊谷正昭君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 全員起立であります。よって、議案第37号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決をされました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第3、議案第38号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） それでは、補正予算書、横長のものをお願いをいたします。併せまして予算の概要をお願いをいたします。めくっていただきまして、1ページでございます。議案第38号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,283万5,000円とするものでございます。

めくっていただきまして2ページ、3ページとそれぞれ予算補正の構成でございます。歳入には国庫支出金2,930万円、歳出につきましては、民生費事業2,930万円でございます。

それでは、6ページをお願いをいたします。

まず詳細説明、歳入でございます。国庫支出金の民生費国庫補助金2,930万円の追加でございます。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金2,570万円は、給付金事業分補助率10分の10でございます。また、下段の360万円につきましては、給付に係ります事務費でございます。

次に、歳出でございます。民生費、児童福祉総務費2,930万円の追加でございます。この事業につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金といたしまして、独り

親以外の低所得子育て世帯を対象としております。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世代に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を給付をするものでございます。事業の内容でございますが、事務費といたしまして、職員手当16万8,000円、需用費2万2,000円、役務費14万9,000円、委託料326万1,000円はシステム開発委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、給付金事業514人、5万円の積算でございます。この事業につきましては、新型コロナ対策事業となるところでございます。

次に、8ページにおきましては、給与費明細書でございます。御確認をいただきたいと思えます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊谷正昭君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤でございます。

先ほどの全員協議会で、このことについて町単独では行わないのかということで町長にお尋ねしましたところ、行わないということでした。これは予算書を見れば、町単独分はありませんから、これは分かるんですけども、やっぱり考え方としてどうして行わないのか。今まで、特別給付金、これについては全町民に1万円上乗せをする。あるいはおなかの赤ちゃん、これについても1年間の妊婦さんについて行くと。そしてから、先ほどコロナの対応についていろいろ報告がありました中で、事業者につきましてはいろいろ町単独でもやってる部分があるんです。ほんで、そうして見たときに、本当に生活に困っている方々、それに対する対応というのを、町単独では、先ほど申しましたようなことはありましたけれども、特別に困っている方についての部分は見当たらないというような状況ですので、そこの町長の考え方ということについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど西澤議員がお問合せの御質問の件でございますけれども、現下、先ほど西澤議員が全員協議会の中でも他の市町においてということで、これはそれぞれ1,200の市町がございます。それぞれの中での御判断ということもあるのやもというふうには存じますけれども、現在、県下におきましては、このように

特別に上乘せをしてということ計画されていらっしゃる市町は、県内においては無いというような状況ではございます。また、いろいろコロナで非常に生活が大変だということ、おつらいというところはもちろん生じているとも存じます。この部分に関しましては、先ほども西澤議員がおっしゃっていただきましたように、特に事業者様、事業をやっていらっしゃる、それが子育て世帯ということも当然おありだとも存じますし、また勤労の方々もおられるというふうに思いますけれども、様々に、現在、社会福祉協議会等々を通じまして、この一時金ということの貸出しということもしております。そういう点におきましては、この困窮という状況に、非常に困難な状況におられるという方に対しての社会としてのセーフティーネットというところは、今、しっかりと置いているというところでございます。というようなところから、今回、この子育て支援に、子育て世帯の方々に対して町からの上乗せというところは考えてはならないというところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。

それで、子育てについての上乗せをしないということは今、町長のお考え、分かりました。それで、生活困窮者に対しまして、町の実態をつかんでおられるのかどうか。やっぱり、そしてから、昨年からもずっとコロナが1年以上続いている、また、今後もまだどこまで続くか分からないと、こういう状況の中で、やはり一度その実態どうなのかということを一週調べてみまして検討しようと、そういうような余地はあるのでしょうか。そこらの考え方はどうなのかお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 様々に生活、また困窮の相談というところに関しましては社会福祉協議会様も随分とお力を発揮をしてくださっているというところでもございます。また、それぞれ町の福祉の部分におきましても、実際に今、困難がある、困窮があるというところに関しましては随時受付をさせていただいておるところでございます。この生活の困窮がどのようにあるかというところの把握を網羅的にしていくというところはなかなか困難でもございますので、そういう点におきましては一つ一つ、私どもとしてこの窓口でしっかりと相談は受けていただけるところの啓発というところは引き続き進めてまいりたいと存じます。

○議長（伊谷正昭君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議案第38号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決をされました。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） お諮りいたします。ただいま議提第5件が提出をされました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議提5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議提第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、議提第6号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則を議題にいたします。

提案者の説明を求めます。6番、高橋正夫君。

〔6番 高橋正夫君登壇〕

○6番（高橋正夫君） 議提第6号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。議案書の1ページでございます。

議提第6号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年6月18日、提出者、愛荘町議会議員高橋正夫。賛成者、愛荘町議会議員、河村善一。賛成者、同森野 隆。賛成者、同村田 定。賛成者、同竹中秀夫。

愛荘町議会議長、伊谷正昭様。

裏面に規則の内容ございますが、改正の理由を申し上げます。別冊説明資料の1ページのとおり、標準会議規則が改正され、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席理由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定されたことから、改正を行うものでございます。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨は、第2条第1項中、欠席の理由として公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助を例示するもの、同条第2項中、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものでございます。

次に第89条、請願者の記載事項等においては、現行は請願者の押印を一律に義務づけていますが、請願者の利便性を向上させるため、請願者が自署している場合は押印を不要とするものでございます。

施行日は、公布の日から施行するものでございます。慎重な御審議を賜りまして、御賛同くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議提第6号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊谷正昭君） 起立全員であります。よって、議提第6号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決定をいたしました。

◎議提第7号～議提第9号の上程、説明、決定

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第2、議提第7号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第4、議提第9号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題といたします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出がありました。閉会中の継続調査に付することに異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議提第7号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第8号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第9号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

◎議提第10号の上程、説明、採決

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第5、議提第10号 議員派遣について議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付をいたしました議案のとおり議員派遣をすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議提第10号 議員派遣については、お手元に配付をいたしました議案のとおり、議員派遣をすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（伊谷正昭君） これで、本定例会に付された日程は全て終了いたしましたの

で、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（伊谷正昭君） 町長、閉会の御挨拶。町長。

○町長（有村国知君） 令和3年6月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、報告案件2件、条例案件7件、財産取得案件1件、令和3年度補正予算案件2件の合計12案件について御提案をし、慎重審議の上、全ての議案について御議決をいただき、誠にありがとうございました。議会中にいただきました御意見を踏まえ、引き続き適正な執行に当たってまいりたいと考えております。特に、当町の重点課題の1つであります空き家等への対策について、必要な事項を定めた愛荘町空家等の適正管理に関する条例制定の御議決を賜りました。今後は本条例も活用し、生活環境の保全及び安全、安心な暮らしを確保するため、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するため、各種施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

加えて、今なお続くこのコロナ禍から一日も早く安全で快適な生活に戻れますよう、ワクチン接種をはじめとする感染症対策を引き続き進めてまいります。今後とも、議員の皆様をはじめ、住民の皆様の一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊谷正昭君） これをもちまして、令和3年6月愛荘町議会定例会を閉会といたします。皆さん方、大変御苦労さんでございました。

閉会 午前10時40分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 7 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 8 番